



島根県報

令和6年7月30日（火）

第 5 3 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（4件）	（ ” ）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	4
都市計画変更の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	5

【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		5
---	--	---

告 示**島根県告示第494号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
高津川（津和野）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	令和3年3月17日
高津川（津和野）地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年3月27日
高津川（津和野）地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年12月8日
高津川（津和野）地区（寺田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年3月8日
高津川（津和野）地区（左鏡工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年6月28日
高津川（津和野）地区（添谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年3月8日

島根県告示第495号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
高津川（吉賀）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成29年5月18日
高津川（吉賀）地区農用地保全施設整備事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年6月1日
高津川（吉賀）地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成28年6月1日
高津川（吉賀）地区（金色工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年4月25日
高津川（吉賀）地区（幸地工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年4月25日
高津川（吉賀）地区（立河内工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年4月25日
高津川（吉賀）地区（月和田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成31年4月15日
高津川（吉賀）地区（大野原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成30年4月25日

島根県告示第496号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東出雲町上意東字平岩1409、1411、2675、2676
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第497号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町南講武字向垣1013

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第498号

令和6年島根県告示第432号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
大田市三瓶町小屋原札ノ元1676、先柳瀬1639-1、1640-1、1640-6、柳瀬1623、1641-1、1661、1662、1683、1684	保岡 稔映

島根県告示第499号

令和6年農林水産省告示第1152号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町竹崎1526-61	田邊 茂夫
仁多郡奥出雲町竹崎1530-68	田辺 茂夫
仁多郡奥出雲町竹崎1777	浅沼 聡
仁多郡奥出雲町竹崎1840-2	白根 敬明
仁多郡奥出雲町竹崎1840-17、1840-59、1880-3	原田 幸枝

島根県告示第500号

令和6年農林水産省告示第1153号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町亀嵩3052-2	佐藤 弥太郎
仁多郡奥出雲町亀嵩3055	若月 智一
仁多郡奥出雲町亀嵩3057-1	佐藤 昌造
仁多郡奥出雲町亀嵩3180-2	内田 勝己

島根県告示第501号

令和6年島根県告示第434号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
仁多郡奥出雲町上阿井2607-9	有限会社裕愛興産

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業期間
令和6年7月18日から令和7年3月28日まで
- 3 作業地域
益田市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年7月15日から令和7年3月21日まで
- 3 作業地域
安来市広瀬町下山佐地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月30日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画駐車場
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第4号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年8月1日から施行する。

令和6年7月30日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

带状疱疹ワクチン接種料の項の次に次の1項を加える。

R S ウイルスワクチン接種料 1回につき 35,200円